

産業集積の形成及び活性化のための県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年十二月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第二十四号

産業集積の形成及び活性化のための県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則

産業集積の形成及び活性化のための県税の課税免除に関する条例施行規則（平成二十一年七月奈良県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

地域経済牽引事業の促進のための県税の課税免除に関する条例施行規則

第一条中「産業集積の形成及び活性化のための県税の課税免除に関する条例」を「地域経済牽引事業の促進のための県税の課税免除に関する条例」に改める。

第一号様式及び第二号様式中「産無産の形成及び活性化のための県税の課税免除に関する条例」を「地域経済牽引事業の促進のための県税の課税免除に関する条例」に、「企業立産計画」を「地域経済牽引事業計画」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、平成二十九年九月二十九日から適用する。
（経過措置）

2 この規則の施行の際この規則による改正前の産業集積の形成及び活性化のための県税の課税免除に関する条例施行規則の規定による用紙で現に残存するものは、当分の間、所要の調整をして使用することができる。